

**観光施設における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン**

**(第1版)**

**信州・青木村観光事業推進協議会**

**2020年10月1日**

## 1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対応対策の現況分析・提言」(2020年5月4日)においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者の皆様において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところです。

これを受けて、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところです。

また、本ガイドラインは、青木村内で感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、観光団体においては、観光施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとします。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、施設利用者の要望、事業者側の受け入れ環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていきます。

## 2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言に従って、対策の検討にあたっては、以下の点に留意しました。

- ・動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度に接触する券売機、自動販売機、施設窓口、ドアノブ等には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人ととの距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

## 3 感染拡大防止のための対策について

### (1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

#### ①留意すべき基本原則

1. 「3密（密閉、密集、密接）」等を防ぐ環境の整備
- ・従業員と観光客及び観光客同士の接触を極力回避し、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）

- ・感染防止のための観光客の整理（入館時や休憩スペース等で密にならないよう対応）
- ・受付、売店、食事処等、多くの観光客が密集しやすい場所での感染防止
- ・施設内の定期的な消毒
- ・施設及び客室等の換気
- ・マスクの着用（従業員及び施設利用者に対する周知）
- ・出入口及び施設内に手指消毒設備の設置
- ・定期的な手指の消毒、手洗いの要請

## 2. 観光客への働きかけ

- ・入場者の検温実施の励行
- ・換気、消毒等の感染症対策の内容を掲示
- ・発熱等風邪症状のある方お断りの案内

## 3. 従業員への働きかけ

- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック
- ・在宅勤務、時差出勤等の勤務時間の分散の励行

## ②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・定期的な換気の励行
- ・人と人が対面する場所は、対人距離を確保するか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・観光客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（休憩スペース、共用トイレ等）に設置する
- ・観光客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る

## ③商工会と連携し、県の新型コロナウイルス対策推進宣言への登録促進

（青木村内登録者数 68 事業所 ※令和2年9月3日現在）

## （2）各エリアごとの留意点

### ①入館・入場時

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るよう

に呼び掛ける

施設利用者から申し出のあった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所の帰国者・接觸者相談センターへ連絡し、その指示に従う

- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、観光客等の名簿の作成の励行
- ・入口及び券売機付近等不特定多数が利用する場所に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館・入場の際に手指の消毒を依頼する
- ・施設において励行している感染症対策の説明または同様の内容を示す
- ・接客にあたっては観光客との対人距離を確保するか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・団体客等がチケットを購入する際は、代表者がまとめて行うよう促すとともに、他の客が一つの場所に固まらず、分散して待機するよう要請する

## ②展示・イベントスペース

- ・間隔を空けた待ち位置の表示をするなどして、観光客同士の距離を確保
- ・ドアノブ、手すり、自動販売機等の頻繁な清拭消毒
- ・施設、設備等の案内は従業員による説明を最小限とし、文書の配布や動画の照会等を導入
- ・団体等のチケット購入は代表者がまとめ行い、参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

## ③脱衣所・共同浴場関係

- ・利用者同士の過度な接触を避けるため、利用時間を極力ずらす
- ・利用人数の制限もしくは脱衣かごや蛇口等の利用間隔をあける
- ・マスク等の着用が難しいため、利用者同士の会話を極力減らす
- ・共同で利用するようなものを極力減らす（ドライヤー等）

## ④食事関係

### （食事）

- ・施設利用者に食事開始までマスク着用を要請
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品の清拭消毒を徹底
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（空席レイアウトの変更）
- ・参加人数、滞在時間の制限

- ・会場の換気強化
- ・飲み物等の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と観光客の接触を極力減らす（券売機の利用やキャッシュレス化等）
- ・料理は一人用で提供を励行
- ・テイクアウトの推進

(従業員の料理提供)

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない
- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

⑤清掃等の作業

(展示・イベントスペース)

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

(館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、就業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブや、手すり等は、定期的にアルコール液で清拭消毒
- ・自動販売機や券売機は自販機ボタン、取り出し口等の頻繁な清拭消毒

⑥トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内や床等は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意する
- ・ハンドドライヤーや共通のタオル等は利用停止する

⑦休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

## ⑧ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う

## (3) 観光客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん息感など、感染の疑われる観光客がいる場合、入館差控え、個室にて待機等、他の観光客と接触しないよう対応（同行者も同様）
- ・事前に他の観光客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・感染の疑いのある観光客がいる場合は対応するスタッフを限定する。対応時にはマスクを着用させる
- ・保健所の帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染の疑いのある観光客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・当日の施設利用者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・観光施設内の他の観光客への情報提供は保健所の指示に従う